

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和6年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、町内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行う。資格に係る事務としては、主に住民票の異動に伴う資格取得・喪失の異動を行う。賦課に係る事務(第1号被保険者)としては、主に、本人の所得や世帯の町民税の課税状況などに応じて保険料額を決定し、納付通知を行う。認定申請・支給に係る事務としては、要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を経て「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の認定をし、その結果を通知する。具体的には、</p> <p>①住民票の異動に伴う被保険者の資格取得や喪失 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、世帯の所得や生活保護・老齢福祉年金の受給など算定基礎情報を確認/整備 ④算定基礎情報をもとに、所得段階を決定し、賦課計算した結果を納付義務者へ通知 ⑤口座振替、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥要介護認定申請を受け付け、訪問調査、主治医意見書の作成依頼、認定審査会を実施 ⑦「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の認定をし、その結果を通知 ⑧介護サービスの受給者に対する保険給付の実施 ⑨高額医療合算介護(予防)サービス費支給事務を実施(国民健康保険連合会に事務を委託し、「受給者移動連絡票」又は「訂正連絡票」を提供)</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity住民情報(介護保険) ・MCWEL介護福祉(介護保険(統合版)) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第68項-1(保険給付の支給に関する事務) 第68項-2(保険料の徴収に関する事務) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条(平成26年内閣府・総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 (別表第二における情報照会の根拠)11、93、94項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47、49、55、59の2の3条 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)10、46、47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 長寿支援係 賦課徴収係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 長寿支援係 賦課徴収係 ☎0820-52-5809 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選じた評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月14日	事務の概要		⑧及び⑨を追記	事前	
平成29年3月14日	システムの名称		「伝送通信ソフト」を追記	事前	
平成29年3月14日	所属長	中田 正美	吉村 明夫	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	部署	健康保険課 介護保険係 賦課徴収係	健康保険課 長寿支援係 賦課徴収係	事後	係名の変更
平成29年4月1日	連絡先	健康保険課 介護保険係 賦課徴収係 ☎0820-52-5809 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田 布施3440番地1	健康保険課 長寿支援係 賦課徴収係 ☎0820-52-5809 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田 布施3440番地1	事後	係名の変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長 吉村 明夫	健康保険課長	事後	様式変更における内容変更のため。
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
平成31年4月26日	II-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月26日	II-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年9月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1)介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル	事後	
令和2年9月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項(別表第二における情報照会の根拠)93、94項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)46、47条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項(別表第二における情報照会の根拠)93、94項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)2、3、5、6、8、12の3、15、19、22の2、24の2、25の2、25、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)46、47条	事後	
令和2年9月28日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月3日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月3日 時点	事後	
令和2年9月28日	II-3 重大事故	[発生なし]	[発生あり]	事後	
令和2年9月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない []	[]委託しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない []	[]提供・移転しない [十分である]	事後	
令和3年11月19日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項(別表第二における情報照会の根拠)93、94項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項(別表第二における情報照会の根拠)93、94項	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月3日 時点	令和3年7月14日 時点	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月3日 時点	令和3年7月14日 時点	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項(別表第二における情報照会の根拠)93、94項 平成26年内閣府・総務省令第7号(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)2、3、5、6、8、12の3、15、19、22の2、24の2、25の2、25、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)46、47条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項(別表第二における情報照会の根拠)11、93、94項 平成26年内閣府・総務省令第7号(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47、49、55、59の2の3条(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)10、46、47条 	事後	
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月14日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月14日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和6年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> Acrocity介護保険 MICJET番号連携サーバ 中間サーバ 伝送通信ソフト 	<ul style="list-style-type: none"> Acrocity住民情報(介護保険) MCWEL介護福祉(介護保険(統合版)) MICJET番号連携サーバ 中間サーバ 伝送通信ソフト 	事前	
令和6年2月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	
令和6年2月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	